

会議案第 2 号

平塚市議会会議規則の一部を改正する規則

「平塚市議会会議規則の一部を改正する規則」を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 2 3 日 提出

提出者

議会運営委員会委員長 諸伏 清児

平塚市議会会議規則の一部を改正する規則

平塚市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第81条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。